

# 令和4年度沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業

## (先端医療) 委託業務企画提案仕様書

### 1 委託業務の名称

令和4年度沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業 (先端医療) 委託業務

### 2 委託業務の期間

契約締結の日から令和5年3月10日まで

### 3 目的

新たな振興計画の施策目標を達成するため、産学官金の各主体が有機的に連携し、絶え間なくイノベーションが創出されるイノベーション・エコシステムの構築に向けて、産業振興や社会課題の解決につなげる共同研究等の推進に取り組む。本業務においては、産業化に向け支援が求められている先端医療分野における研究促進を図る。

### 4 委託業務の内容

本委託業務では、以下の業務を実施すること。

- ① 医療分野におけるイノベーション創出に向け、内閣府による「バイオ戦略 2020 (市場領域施策確定版)」に示されている9つの市場領域のうち、バイオ医薬・再生医療・細胞治療・遺伝子治療関連の産業化に資するテーマについて、共同研究体による研究開発及び研究に伴う研究ネットワークの拡充、新規構築を行うこと。
- ② 4名以上の外部有識者からなる研究推進委員会を設置し、年間1回以上(1回目は受託後6ヶ月以内)開催すること。また同委員会の意見を研究開発の運営管理に反映させることにより、共同研究開発を効果的に推進すること。
- ③ 当該分野における研究の発展や実用化に資する効果的な取り組みを実施すること。(シンポジウム、セミナー開催等)

### 5 成果指標

本事業では、下記の計画等で成果指標を設定していることから、成果指標達成を見据えた業務を実施すること。

<成果指標を設定している計画等>

- ① 令和4年度から始まる新たな振興計画及び同実施計画に係る成果指標
- ② 令和4年度沖縄振興特別推進交付金事業の成果指標  
※成果指標については、指標が確定次第、別途示す。

### 6 中間報告及び業務の打ち合わせ

業務受託者は、契約期間内に年間2回以上、進捗状況等を沖縄県企画部科学技術振興課へ報告すること。また、必要に応じて沖縄県企画部科学技術振興課と業務打ち合わせを実施すること。

## 7 成果品（事業終了時に納品すること）

- (1) 成果品
  - ① 成果報告書 5部
  - ② 成果報告書の電子ファイル 1部
  - ③ 関連資料
- (2) 納入先：沖縄県企画部 科学技術振興課

## 8 再委託の制限等

- (1) 再委託の制限

以下の業務については、契約の主たる部分として再委託することはできない。

  - ・ 研究プロジェクトの運営管理、共同研究体構成員の総合調整、財産管理や確認検査等の事務的管理などの統轄的かつ根幹的な業務
  - ・ 研究等業務

また、当該委託契約を締結する能力を有しない者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。
- (2) 再委託の範囲

再委託することのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

  - ・ 分析試験、解析、検査、加工等の外注
  - ・ その他、簡易な業務（資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データ入力及び集計、その他県が別途定める業務）
- (3) 再委託の承認

契約の一部を再委託しようとするときは、書面による県の承認を得なければならない。ただし、「その他、簡易な業務」を再委託するときはこの限りではない。

## 9 対象経費

- (1) 経費の内容

対象経費については、〔別添〕の「令和4年度沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業（先端医療）委託業務委託費積算基準」のとおりとする。
- (2) 経費処理

「令和4年度沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業（先端医療）委託業務経理処理手引き」により、節減に努めつつ、効率的に業務を実施し、適正に経理処理を行う。
- (3) その他
  - ① 経費算定の対象は、原則として委託期間中に委託業務を行うにあたって発生し、かつ、支払われる経費とし、委託期間外に発生又は支払われる経費は認めないものとする。ただし、委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が委託期間終了日の翌月末日までのものは経

費精算対象とする。

- ② 委託業務の実施期間の終了日までに実績報告書を県に提出し、原則、委託金額の確定後に精算払いとなる。

## 10 その他

- (1) 事業の実施にあたっては、沖縄県企画部科学技術振興課との密接な協議のもとで取り組むものとする。
- (2) 業務受託者は、受託後一月以内に沖縄県企画部科学技術振興課のホームページに掲載するための事業テーマ及び事業実施計画の概要を、沖縄県企画部科学技術振興課に提供するものとする。
- (3) 業務受託者は、業務完了後、一月以内に沖縄県企画部科学技術振興課のホームページに掲載するための概要を、沖縄県企画部科学技術振興課に提供するものとする。
- (4) 業務受託者は構築した事業の成果の活用を積極的に推進するものとする。
- (5) 業務完了後においても、当事業により集積された研究基盤を沖縄県の産業振興や科学技術振興への活用及び地域内の研究機関のコーディネートに協力することとする。
- (6) 委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、委託業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び過大請求などによる不正受給、または研究活動における研究成果や論文等のねつ造、改ざん及び盗用といった不正行為等が発見された場合、県は委託先に対し、委託費の一部若しくは全部の返還、新規契約の停止、委託先名及び不正内容の公表、刑事告訴等の厳しい措置をとることとする。
- (7) 当該研究開発の実施にあたり、法律、各省が定める省令・指針等を遵守しなければならない。
- (8) 当該研究開発に関連して研究対象者に生じた健康被害に対する補償を行うため、臨床研究保険への加入その他の必要な措置を適切に講じなければならない。
- (9) 本仕様書に記載のない事項並びに記載内容の詳細については、委託者と協議の上、決定する。

以 上